

保育料の軽減措置について
子どもが複数人いる世帯等には
保育料の軽減が行われます。

☆子どもが2人いる世帯

・第3階層～6階層の一部
市民税所得割課税額 57,700 円未満
の場合※保護者と生計を一にしてい
る子どものうち【第2子】半額

・第6階層の一部～第16階層
市民税所得割課税額 57,700 円以上
の場合※小学校就学前までのきょ
うだいのうち【第2子】半額

☆子どもが3人以上いる世帯

※保護者と生計を一にしている子
どものうち階層に関係なく
【第2子】半額
【第3子以降】無料

3号認定利用者（0～2歳児）負担額表

階層	定義 (保護者の市民税課税状況等)		利用者負担額	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯、里親世帯		0円	0円
第2	非課税世帯		0円	0円
第3	均等割のみ課税世帯		10,600円	10,400円
第4	所得割課税額	24,300円未満の世帯	13,400円	13,100円
第5		48,600円未満の世帯	16,200円	15,900円
第6		60,700円未満の世帯	19,000円	18,600円
第7		72,800円未満の世帯	21,700円	21,300円
第8		84,900円未満の世帯	24,300円	23,800円
第9		97,000円未満の世帯	26,900円	26,400円
第10		115,800円未満の世帯	33,000円	32,400円
第11		138,400円未満の世帯	38,800円	38,100円
第12		169,000円未満の世帯	38,800円	38,100円
第13		205,900円未満の世帯	48,500円	47,600円
第14		301,000円未満の世帯	54,900円	53,900円
第15		308,600円未満の世帯	57,200円	56,200円
第16		308,600円以上の世帯	58,800円	57,800円

☆ひとり親等で市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯 【第1子】4,500 円 【第2子以降】無料